

被災住宅復興支援事業 (利子補給)

東日本大震災による市内の被災住宅・宅地の復興を支援するため、被災住宅復興支援事業として利子補給金の交付が始まりました。

この事業は、自己用住宅の復旧または宅地の復旧を行うために、金融機関等からの借入金を受けた被災者に対し、5年間に限り、利子補給対象限度額内において、借入金に係る利子に対し1%を補助するものです。

▼対象者 次の要件を全て満たす方 (1)東日本大震災発生時に自己または親族が所有し、自己または親族が当該被災住宅に居住していた方(2)り災証明書を受理、一部損壊により住宅の補修をした方、または、り災証明書が半壊・大規模半壊で被災住宅を補修または取り壊さずに市内に住宅を新しく建設・購入した方(3)平成23年3月11日以降に金銭消費貸借契約を独立行政法人住宅金融支援機構、銀行法第2条に定める「銀行」、協同組合組織金融機

関の優先出資に関する法律第2条で定める「協同組織金融機関」と金銭消費貸借契約をし、平成26年3月31日までに融資の実行を受けた方(消費者金融等からの借入は対象外)(4)被災住宅生活再建支援金の支給を受けていない方(5)市税等を滞納していない方▼利子補給率 補給金の対象となる借入額の限度は次のとおり(上限は借入金に係る利率の1%) 被災住宅の復興 640万円/被災宅地の復興 390万円/被災住宅の復興および被災宅地の復興 1030万円▼交付期間 住宅復興資金の借入れに係る支払い開始日から5年以内(無利子期間または利子支払の猶予期間がある場合は、当該期間を含めて5年以内)▼申請期間 平成26年3月31日まで※申請内容に変更が生じたときは、変更申請が必要▼利子補給金の申請方法 「守谷市被災住宅復興支援利子補給金交付申請書」に次の書類を添付して、建設課の窓口へ申請する(個人情報調査同意書を提出した場合

は、次の①と⑦を省略可能) ①被災住宅に居住していた全ての方の住民票の写し②申請者と被災住宅の所有者および居住者との親族関係がわかる書類③貸付利率が明記された契約書の写し④償還表または返済予定表の写し⑤工事請負契約書の写しまたは売買契約書の写し(収入印紙貼付のもの)⑥り災証明書の写し⑦市税等を滞納していないことを証する書類▼利子補給金の請求方法 毎年1月1日～12月31日の間に支払った利子に係るものについて、翌年1月末日までに「守谷市被災住宅復興支援利子補給金請求書」に住宅復興資金に係る借入金の年末残高等証明書の写しを添えて、建設課の窓口へ請求する▼申請・問合せ先 守谷市役所建設課 内線2522、2524

「労働保険」 年度更新の申告・納付

昨年度は東日本大震災による特例措置として労働保険の年度更新期間が延長されましたが、平成24年度は

消防庁長官表彰 永年勤続功労受章



守谷市消防団副団長の吉田和夫氏(本町)が、現職消防人としては最高の荣誉である消防庁長官表彰を受章されました。永年にわたり市民を災害から守るため、消防団活動に尽力された功労が認められたものです。おめでとうございます。

従来どおり、6月1日～7月10日が更新期間になります。ご注意ください。また、平成23年度3期分から労働保険料の口座振替納付が可能になりました(事前に申請手続きが必要)。

▼問合せ先 茨城労働局 労働保険徴収室 ☎029・224・6213

STOP! 不法電波

6月1日～10日は、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。電波は暮らしの中で欠かせない大切なものです。電波のルールはみんなで守りましょう。

▼問合せ先 関東総合通信局・不法無線局の混信・妨害 ☎03・6238・1939

職業相談

・テレビ・ラジオの受信障害 ☎03・6238・1945
・地デジ放送の受信相談 ☎03・6238・1944

文化会館ではハローワーク常総と連携を図り、地域住民の雇用促進と就業の安定を図るため、求人情報の提供・就職に関する相談等を定期的に行っています。

▼日時 偶数月の第3水曜日 午前9時30分～11時30分※要予約▼会場 文化会館相談室▼内容 職業相談、求人情報の提供等(費用無料)▼相談員 ハローワーク常総職員(職業指導官)

▼問合せ先 文化会館 ☎48・7911